

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6年 5月 17日

神奈川県知事 殿



申請者 〒342-0027
住 所 埼玉県吉川市大字三輪野江2300番地1

株式会社 スズセイ

代表取締役 宮 田 仁 史



氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-984-2601

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>取り扱う産業廃棄物の種類</p> <p>詳細は別表のとおり。</p> <p>積替・保管 <input type="checkbox"/> なし</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 埼玉県吉川市大字三輪野江2300番地1 電話番号 048-984-2601</p> <p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 13台、運搬容器 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無)</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え又は保管行為は行いません。</p> <p>更新許可申請を受理しました。 現許可の有効期間の満了後も、本更新申請に対する処分がなされるまでは、現許可は引き続きその効力を有します。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項又は第14条の4第8項)</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	<p>神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 令和 6年 5月 17日</p>

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻	○			○
2	汚泥	○	○	○	○
3	廃油	○			
4	廃酸	○			○
5	廃アルカリ	○			○
6	廃プラスチック類	○	○	○	
7	紙くず	○			
8	木くず	○			
9	繊維くず	○			
10	動植物性残さ	○			
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	○			
13	金属くず	○		○	
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○	○	○	
15	鉱さい	○			○
16	がれき類	○	○		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん	○			○
20	政令第13号廃棄物				

水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。

注1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。